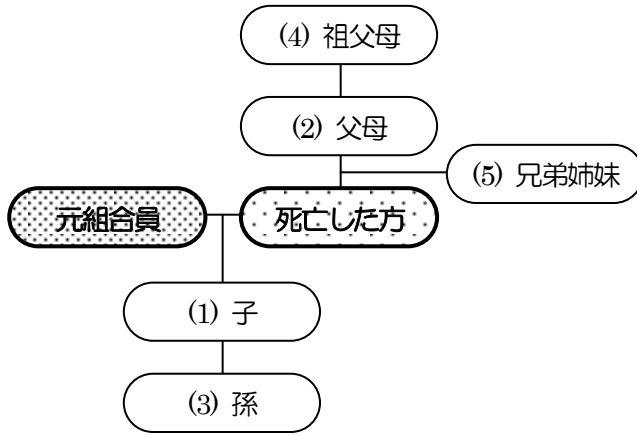


支払未済給付の請求について

1 支払未済給付の請求資格

遺族共済年金の支給を受けていた方が死亡したときに、その方が支給を受けなかった給付（「支払未済給付」といいます。）があるときは、死亡した方と生計を同じくしていた方のうち、次の(1)～(6)に該当する方（複数いる場合は、番号の小さい方）にお支払いしますのでご請求ください。



(6) その他三親等以内の親族

子の配偶者、配偶者の父母、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば
 ※ 上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における三親等内の親族も含まれる。

2 支払未済給付の請求方法

支払未済給付を請求する方は、次の書類を同封して共済組合に提出してください。

(1) 全員提出が必要な書類

	提出書類	備考
ア	支払未済給付決定請求書	請求書表面と裏面の「生計同一に関する申立書」の該当箇所を記入・捺印してください。
イ	通帳のコピー	口座番号、口座名義人カナ、銀行支店を確認することができるページのコピーを提出してください。
ウ	死亡した方の住民票除票	住民票は個人番号の記載のないものを、その他の項目は全て記載のあるものを提出してください。
エ	請求者の世帯全員の住民票	
オ	死亡した方と請求者の身分関係を確認することができる戸籍抄本等	（例）請求者が子の場合…請求者の戸籍抄本 請求者が兄弟姉妹の場合…死亡した方の除籍謄本と請求者の戸籍抄本 ウとエの住民票により死亡した方と請求者の身分関係を確認できる場合は、戸籍抄本などの提出は不要です。

(2) 死亡した方と請求者の住民票上の住所が別の方

死亡した方と住民票上の住所が別の方は、死亡した方と生活上の家計をひとつにしているか、生活費・療養費など生活の基盤となる経済的な援助が行われていた場合に限り請求できますので、該当する方は、(1)の書類に加えて次の書類を提出してください。

	提出書類	備考
カ	日本年金機構へ提出した「生計同一関係を証明する書類」等のコピー	左の書類がない方は、請求書裏面の生計同一に関する申立書の3に必要事項を記入し、三親等内の親族以外の方の証明を受けてください。
キ	日本年金機構から送付された「未支給年金振込通知書」のコピー	請求する方が死亡した方の子でご近所にお住まいであった方は、未支給年金振込通知書のコピーの提出を省略することができる場合がありますので、日本鉄道共済組合までご相談ください。 なお、未支給年金振込通知書は、年金事務所へ請求後、2～3箇月後に日本年金機構から郵送されます。

【支払未済給付請求に必要な書類一覧】

次の書類を次の順序で封入して提出してください。

1. 支払未済給付決定請求書

(注) 請求書裏面の「生計同一に関する申立書」の該当箇所も記入してください。

2. 請求者の通帳のコピー

3. 死亡した方の住民票除票 (コピー不可)

4. 請求する方の世帯全員の住民票 (コピー不可)

(注) 受給者の死亡日以後に発行されたものに限ります。

5. 死亡した方と請求者の身分関係を確認することができる戸籍抄本等 (コピー不可。裏面の2 (1) 才をご参照ください。)

6. その他必要な書類 (必要な方のみ)

- ※ 日本年金機構に提出した「生計同一関係を証明する証明書」のコピーや、日本年金機構発行の「未支給年金振込通知書」のコピーなど。
(裏面の2 (2) をご参照ください。)

当共済組合に請求書等を提出されてから支払未済金が支払われるまで、概ね2ヶ月程度かかります。
なお、書類に不備・不足等がある場合、不備書類等が揃った時点から同様の期間が必要となります。

〒231-8315

横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー

日本鉄道共済組合 年金係 あて

TEL 045-222-9512

(注) 電話でのお問い合わせの場合には、祝祭日を除く、月曜日から金曜日の
9:40~12:00、13:10~17:00の間をお願いします。

サービス向上のため、通話内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。